

## 第1回愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画（仮称） 策定検討会議 議事概要

### 1 日時

令和5年8月18日（金）午前10時から正午まで

### 2 場所

愛知県自治センター4階 大会議室

### 3 出席者

委員15名

### 4 会議の概要

#### (1) 開会

#### (2) あいさつ

福祉部長

#### (3) 座長の選任

事務局から座長に後藤委員を提案、拍手・異議なしの声により承認

#### (4) 議事

議題1 「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画（仮称）」の策定等について

議題2 その他

### 5 議事 要旨

以下のとおり。

#### <議題1>

「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画（仮称）」の策定等について

#### 【事務局】

資料1及び資料2により説明

#### 【亀井委員】

- 資料2の関係で、DV防止に向けた啓発の推進について確認したい。資料2では「配偶者や恋人等親密な関係の人から受ける暴力をいわゆるDVと呼ぶことを知っている人の割合」が83.5%だったという調査結果が示されている。支援の現場では、精神的暴力についてもDVと認識している人が多いのかどうかが見えてこないが、そのことについて、県政世論調査においてはどのような設問で調査を行ったのか、教えていただきたい。
- 資料2に「住宅の確保に向けた支援」について県営住宅におけるDV被害者の優先入居等の必要性が書かれているが、実際の実績はどのようなになっているか教えていただきたい。

- DV理解の出前講座について、学校や専門学校での実施、職務関係者への研修としての実施等との実績が記載されているが、合計で何回実施しているのか、また内訳はどのようなか（専門学校は何校か、職務関係者の内訳など）、教えていただきたい。

#### 【事務局】

- 県政世論調査では、「DVには殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力・性的暴力も含まれること」を知っているかという項目も設けており、こちらについて「知っている」という回答は69.6%となっている。
- 県営住宅へのDV被害者の優先入居の実績は、令和3年度、令和4年度それぞれ1件ずつとなっている。
- 昨年度のDV理解の出前講座の内訳としては、大学・短大が10校、高校が7校、専門学校が16校となっている。職務関係者への研修としては、市町村が5回、その他行政機関が1回、ほかに民間団体が2団体、実施している。

#### 【亀井委員】

- 市町村での実施においては、一般市民も対象としているのか。

#### 【事務局】

- 市町村においては、職員及び一般市民向けに開催している。

#### 【亀井委員】

- 県営住宅への優先入居をもっと活用できるとよいと思う。

#### 【事務局】

- 資料3により説明

#### 【近藤委員】

- 女性支援を行っている「ウィメンズカウンセリング名古屋YWCA」のメンバーからの意見を聴いてきたので、ご検討いただきたい。
  - ① DVケースに限らず、親や兄弟からの暴力、ストーカーなどの支援措置の仕組みを当事者にとって分かりやすく、使いやすくしてほしい。DVケースだとスムーズだが、親や兄弟からの暴力に関する支援は難しく、分かりにくいのが現状。
  - ② 婦人保護施設を利用しやすいようにしてほしい。特にメンタルの不調を抱えた方の場合断られるケースが多いと聞いている。婦人保護施設を利用できないことが多い現状を何とかしてほしい。
  - ③ 支援において重要な専門職である女性相談支援員の待遇を良くしてほしいと

いう切実な意見があった。

- ④ 市町村の相談や保護の係が保護施設に直接問い合わせをしたり見学手続きをしたりして入所できるシステムにしてほしい。市町村が一貫して支援につながれるシステムがほしい。
- ⑤ 関係する支援者や団体が連携して支援会議（ケースワークを年頭においたもの）ができるといいと思う。
- ⑥ メンタルヘルスの支援（アセスメントや心理回復など）を行ってほしい。

#### 【事務局】

- いただいたご意見についてしっかりと検討した上で、計画素案の作成を進めていきたい。

#### 【近藤委員】

- 婦人保護施設については、精神疾患のある方は入所させてもらえないというケースがあるようなので、対応を検討していただきたい。

#### 【事務局】

- 精神に不調を抱える方については、その方の状況により、医療の提供が必要である場合や、社会福祉施設での入所生活が難しい場合もあるかと思うので、必要な方が適切な保護を受けられるよう、例えば一時保護委託先を増やすなどの検討をしていきたい。

#### 【亀井委員】

- 婦人保護施設への長期的入所と、一時保護とは分けて考える必要があると思う。現行では、女性相談センターの一時保護を経ないと婦人保護施設への入所ができない。今後、ぜひ直接婦人保護施設への入所ができるようにしていただきたい。東京都はおそらく前倒しでそのような方式にしていると思う。
- メンタルの不調も、その方の症状に応じて、もう少し細かく見ていく必要があると思う。今は精神手帳を持っている方が増えており、また、医療機関にはつながっていないが統合失調症やパニック障害などを抱えているという方もいる。そういったことも踏まえ、本人に適切な保護先を考えていく必要がある。そのような見立ては非常に難しいので、いったん入所しても不適合を起こした場合にはすぐに違う保護先に変えられるようにするなど、細かい対応が必要になると思う。
- DV防止法に基づく施策は、現行法では、親きょうだいからの暴力では適用できないという理不尽さがある。困難な問題を抱える女性には、多岐な問題を抱える方がいるので、DV被害者だけでなく、様々な被害者の支援をするため、現行の施策を組み替えていく必要があると思う。

- 骨子（案）に「自立」の考え方として「必要な福祉サービス等を活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営むことを含む」とあるが、すべてがだめだとは言わないが、福祉サービスが十分にあるとは思えない。民間団体としての意見だが、支援の現場の相談員は使える福祉施策が無く苦勞している。また、職員によっては使える福祉施策を熱意をもって探すことをしない人もいる。施策を使いたくても使えないということもあるので、福祉施策の洗い出しが必要となる。そのためには、支援現場の職員や相談員からのヒアリングも必要だと思う。
- 愛知県は以前にDV基本計画の計画策定に向けて当事者にアンケートをとっているが、その結果は非常に有用だと思う。新たな世論調査の実施だけでなく、当事者アンケートの内容をもう一度見直して、拾い上げられる声を計画に反映させていくことも必要だと思う。「DV防止の教育が必要」などの有意義な意見が書かれているので、ぜひ活用してほしい。
- 新法にはあまり書き込まれていないが、よりよい支援を提供するためには、支援する側への対応も必要となる。相談員の身分保障と、また支援する側にも疲弊感があることから、相談対応する側のメンタルヘルスへのケアも必要だと思う。
- 名古屋市では、区によって相談員が1～2名いるが、今後支援の対象者が拡大されることを考えると、2人以上の体制が望ましいと思う。他の市町村も含め、相談体制の充実のためには、支援員を増やすこと、また支援員の研修、支援員のメンタルヘルスのケアが必要であるので、そういったことを計画に盛り込んでいかないと、より良い支援を行うことはできないと思う。

#### 【事務局】

- いただいたご意見を参考にし、計画の中に反映させていきたい。

#### 【片岡委員】

- 対象となる女性には小さい子どもも含まれると思うが、性犯罪・性暴力を受ける子どもの家庭にはDVのある家庭が多い。DVのある家庭では子どもが性暴力を受けやすいという状況から、結果として困難な問題を抱える女性につながっているという形になってしまっている。
- 性暴力被害者の内、50～60%くらいの方がトラウマを抱えることになるが、その支援が十分でない。身体的なことについて言えば、被害後にすぐに病院に行って対応できれば、望まない妊娠を止めることなどができるが、子どもはなかなか病院に行かない。また学校や親にも被害について言わないので、発見が遅くなり、重複した被害を受け続け、困難な問題を抱える女性になってしまい、不登校になったり、仕事を辞めざるを得なくなってしまう。また、次の職場が見つかって、人を信頼できないために人間関係に問題が生じて辞めてしまう人もおり、困難な問題を抱える女性がどんどん増えてしまう。性暴力被害者は、心療内科等を受診してもなかなか性被害については話さないため、やがてもらう薬が増えるなど、悪化し

ていってしまうこともある。そういった心理的問題への支援が非常に遅れていると感じる。

- DVや虐待、性暴力などの問題は、被害を受けた人が悪いという認識も多く、関わる相談員や窓口の人が正しい理解をしていないために2次被害を与えることがある。そのために、警察や児相、その他相談窓口に行きたくなくなってしまう、引きこもりになってしまう人もいる。結果、計画の骨子（案）に定義されている「自立」に至れない人が多くいる。そのため、窓口の人材育成も必要であり、また、様々な窓口が十分につながっていないという問題もあるので、行政として周知することができると思う。
- 兄弟からの被害については、親の対応は難しく、明らかにしない。また18才以上で大学に就学している人が親から被害にあった場合には保護する場所がなく、やむを得ず自分たちが保護することがあるが、そういった課題への対策を具体的に吸い上げて計画に反映できると良い。

#### 【近藤委員】

- DVや虐待の事案では性暴力被害が多い。特にDVでは性暴力も受けていることが非常に多く、深刻な問題である。多くの被害者は性暴力について語りたがらず、支援者が気長に接して初めて話が出てくる。
- 性暴力の防止のためには子どもの頃からの性教育が欠かせないが、歯止め規制があるようで、なかなか学校でも性教育ができないと聞く。DV理解の出前講座を学校で実施する際には性教育の内容を取り入れるようにしているが、短い時間では一般的な話しかできない。幼いときから繰り返しの性教育を実施することを真剣に考える必要がある。暴力の防止には性教育は必須。

#### 【野口委員】

- 婦人保護施設では、精神障害がある方は全く入所できないということはなく、程度の問題ということを御理解いただきたい。集団生活になるので、他の利用者に迷惑をかけないという前提はあるが、統合失調症の方や、精神障害者手帳をお持ちの方も多く入所されている。
- 骨子（案）について、新法では性暴力被害や貧困といった課題も対象となっており、DVは多様な課題の一つ。そのため、今までのDV防止基本計画の延長とせず、性暴力被害や貧困といった新しい視点をしっかりと盛り込むべき。婦人保護施設にも、貧困で行き場のない方など、DV被害者以外の方も入所されている。

#### 【増井委員】

- 困難な問題を抱える女性が婦人保護事業等になかなかつながっていないという実態を調査した自治体があるが、課題の一つとして、相談窓口につながっていないということがある。身近な市町村において相談体制が未整備であったり、窓口につ

ながっていないかたりするという問題がある。

- 保護が必要と思われる方がいた際に、ルール重視の説明になっていて、保護につながっていない、という課題もある。その背景として婦人相談所と市町村との関係性も大きいと思う。
- 一時保護や婦人保護施設等入所となった際、婦人相談所と地域の市町村や福祉事務所との関係が切れてしまうなどの理由で、困難なケースを、婦人相談所や受け入れ先施設が支援において孤軍奮闘しないといけない状況がみられる。包括的支援体制や関係機関による連携がなされていないために、目の前に支援を必要とする人がいる機関の負担が大きいという状況で、システムとしての困難さがあるということも明らかになってきた。愛知県も同じような状況にあると思う。
- 新法が施行されるということで、新法に基づく「女性相談支援員」の全市への配置を第一に行うべき。支援を必要とする女性は、避難等のために居所を転々とすることが多く、つないでいく支援を行うために、まずは同じ法律に基づく相談員がしっかりと配置されているということが大切。その上で相談員や所属の職員への研修を充実させることなどを行い、支援が、理念だけでなく、技術としてできるという状態にすることが重要だと考える。
- 一時保護や施設入所等なしでDV避難をされているという方たちが現にいるので、そういった方たちが地域で支援されるということが重要である。そのために女性相談支援員がコーディネーター的役割を果たしながら、市役所等の庁内の福祉施策を所管する部門や民間団体も含めた連携をしていけるのが理想的であると思う。
- 心理的ケア、メンタルヘルスのケアが継続的になされるということが重要だと思う。婦人相談所の一時保護を受ける方はその間はケアを受けられると思うが、自分の実施した調査では、DV被害を経験した方で地域で暮らす方の内、7割以上がPTSDを抱えたまま暮らしておられ、子育てをされているという結果であった。そのことで非常に生活の質が下がり、また子育てにも影響があることから、心理面の支援が非常に重要となる。国の基本方針においても「カウンセリング等による精神面の支援をはじめとする心理的・医療的側面からの支援が極めて重要」とあるように、地域での生活の中で、トラウマケアやメンタルヘルスの支援が提供されることが重要だと思う。
- 国基本方針の基本理念にある「包括的かつ切れ目のない支援体制」の実現のためには、女性相談支援員の配置が必須。また「困難な問題を抱える女性の人権を擁護する」ということについて、法律的な支援や、法的に正しい知識をつけるための支援として、弁護士相談を無償で提供する、それも一時保護される方以外の方も対象に実施する、ということができるとよいと思う。
- 骨子（案）において、一時保護した女性の約半数にお子さんがいらっしゃったとの実績も記載されている。また地域で暮らす方の中にも、親が暴力被害を経験して

いる家庭もある。児童相談所への面前DVの通告件数も伸びているようであり、今では困難な問題を抱える女性やDV被害者に最も多く出会うのは実は児童相談所や市町村の家庭児童相談の係になっていると思う。そういった機関との連携の強化のみならず、暴力被害者である親が責められるだけでなく、支援につなげられるような対応についての研修を行うことなどについても、計画への記載が必要だと思うので、ぜひ盛り込んでいただきたい。

#### 【山本委員】

- 母子生活支援施設では7割以上の入所者が、身体的DVや精神的DVの被害を経験している。
- 一時保護中の同伴児童への学習支援事業も受託しているが、一時保護中で通学できない子どもへの学習支援はかなり需要がある。精神面では、母だけでなく、子どももフラッシュバック等の症状がある。中にはトラウマになるような場面を目撃した子どももあり、学習支援員とままごとをしていて、学習支援員に「必要とされない子ども役」を演じさせたこともあった。支援員も驚くが、寄り添って話を聞きながら学習支援を行っている。
- 母子生活支援施設の個室の中で24時間母子が一緒にいると、ストレスが溜まり、母も暴力被害経験があるものの、子どもが騒がしくしているといふ声を荒げてしまって、子どもは「お母さんが怖い」という気持ちになってしまうこともある。そのため、一時的であっても、親から離れて支援員が勉強をみてあげることがとても良い習慣になっている。母親にとっても、ほっとできる時間であり、子どもにとっても第三者と話せる機会になる。子どもが女性相談センターで話した以上のことが学習支援員から聞け、とても支援に役立ったと言っていたこともある。
- 中には、お父さんの方が優しい、お母さんが怖い、という子もいた。親子で互いにストレスを抱えると、子どもが被害者になっていると感じる。
- 就業支援の場でも、多くのひとり親の方からDVについての相談を聞いているが、虐待や暴力は連鎖すると感じるので、子どものメンタルの支援が重要だと思う。
- 小さいときからの性教育が必要だと感じている。当法人の母子生活支援施設では男の子と女の子それぞれ専門の方に来ていただいて性教育を実施している。また一般のひとり親家庭の方向けの性教育の講座も実施している。相談員の増員や研修も重要である一方で、子どもの心のケアや性教育についても計画に盛り込んでほしい。

#### 【亀井委員】

- 国基本方針に同伴児童等への支援について「母子分離を防ぐため、親子で入所可能な施設等に一時保護を委託することも検討すべき」との記載や児童相談所との連携についての記載があったかと思うが、面前DV等の事案で子どもだけ先に保護され、母と離されてしまうことがある。実際に自分が関わったケースでも、一度児童

相談所に保護されると、裁判所で監護者指定や親権が決まらなると子どもは戻って来ず、母子分離の状態が長く続いてしまうことがあった。そういった方をシェルターに受け入れたことがあるが、結局6か月くらい入所することとなった。その間お子さんは児童相談所で保護されており、面会のため子どもの入所施設への同行もしたが、それが本当に母子の統合という観点で良いことなのか。

- 児童相談所関係者の全員がそのような対応だとは言わないが、DV被害者であっても、児童虐待という観点では、加害者として扱われることがある。確かに児童の安全確保は優先されなければならないが、もう少しその点がどうにかならないか。窓口で最初に女性相談につながっていれば母子で保護されるところを、先に児童相談所等につながった場合、特に性的虐待などがあれば、児童相談所が子どもだけを保護してしまう。それが本当に良いのか。母子一体での保護が検討されるような余地を残した形になってほしいと思う。
- かけこみ女性センターあいちでは外国籍の女性を支援することも多く、「移住者と連帯する全国ネットワーク」とも連携している。この団体から愛知県宛てに今回の計画策定に関しての要請書が届いているかと思う。当会議の委員には外国籍の方の支援に関係する方がいることから、ぜひ要請書を委員に共有し、検討していただきたい。

#### 【辻川委員】

- 精神科に受診される方の中には、DV被害が疑われる方や、逆に加害者として受診される方も多いという印象がある。
- 配偶者からの暴力があるとDV事案となるが、例えば障害者手帳を所持されている方が被害を受けている場合は障害者虐待の枠組みになり、高齢者同士であれば高齢者虐待となるなど、ケースによって市町村の窓口が異なったり、対応が変わったりして、相談が難しいと感じる。
- 精神科の病院やクリニックはDVの専門機関ではないので、職員が詳しくないということも多い。DV被害者等が精神科にかかれることも多いと思うので、精神科の職員の研修も今後やっていただけるとよいと思う。
- 一時保護等の検討をされる際に、精神疾患の問題で施設への入所が難しい場合、精神科への入院の依頼をされることもよくある。その際には医療保護入院という形をとることが多いが、法的に、これまでは配偶者からの同意がないと入院できないという仕組みになっていた。この4月から法改正によって、虐待やDV等がある場合、三親等以内の配偶者以外の者の同意によっても入院ができるようになった。全てのケースで入院治療がふさわしいという訳ではないが、これまで入院について難しかった部分が少しハードルが下がったという印象はある。



### 【亀井委員】

- 高齢者虐待や障害者虐待などで対応が難しいことがあるとのことだが、かけこみ女性センターあいちでの支援の事例で、かつて、高齢者であるために女性相談センターで保護していただけなかったことがあり、自立した日常生活が送れるにも関わらず、高齢という理由だけで、高齢者施設に入所することとなった方がいた。その時には弁護士を経由して、要介護の方が多く入居する高齢者施設はこの方の入所先として適切でないと主張した。
- 辻川委員が発言されたような、高齢者や障害者の支援の難しさという課題はやはりあると感じる。相談者本人に本当に合う避難先や入所先を見つける必要がある。そのため、支援に関わる職員がどのように見立てるのか、本人に合う施設を見つけるために丁寧な提案をしてもらえるかどうかで結果が変わってくるので、重要な点だと思う。

### 【辻川委員】

- 市町村の窓口がそれぞれ異なる場合もある。どこに相談したらどの施設に入れるのか、というところから始まり、相談してみたら「部署が違う」と言われることもあるので、相談者も戸惑うことがあると思う。

### 【亀井委員】

- ほかに、例えば軽費老人ホーム等の施設を利用するときに、DV被害者の場合、仮名対応をお願いすることがあるが、そういったことに職員の方が十分に理解がないこともあるので、周知徹底しないと安全が守られないと思う。

### 【東委員】

- 本日の検討の中で一番必要だと感じたのは、支援者の身分保障。県の計画策定にあたり、理念としては良いことがたくさん出てくるが、実際の執行にあたっては、最前線の支援者の善意と正義感だけでできるはずがないと思う。外国人支援でも同様だが、いかに人を育成し、継続して働けるような支援者を育てるかということが重要。社会の中で追いやられている、きちんと生きていけるはずの権利が保障されていないような人に対して社会全体で支援をしていくには、最前線の支援者の身分保障が重要だと強く感じた。計画目標としても、具体的な目標時期等は明記できないとしても、理念として盛り込んでほしい。
- 国基本方針にも、アウトリーチ支援について記載されている。児童や外国人の問題でもそうだが、今後、触りがたい、プライベートなことについて、アウトリーチ型の支援が大きなポイントになってくると思うので、そういった文言についてもどこかに入れると良いと思う。

### 【井上委員】

- 日頃、児童相談所と女性相談の両方の相談内容を見ているが、児童相談所への面

前DVの通告は非常に多い。その際、加害者も含めて家族で来所していただき、子どもへの悪影響等についてお話をするが、両親とも面前DVがどのくらい子どもに悪影響を与えるかについてを知らないことが驚くほど多い。そのような説明を素直に聞いてくださる方は思っていたよりもずっと多く、「知らなかった」ということがとても多い。子どもの脳への影響や長期にわたっての影響があると知って、反省してくださる方もとても多い。そうではない層もいるが、啓発することで効果がある問題だと思う。面前DVの子どもへの悪影響や、DVを受けた被害者への悪影響もあるので、窓口の啓発だけでなく、長期的な悪影響等についての啓発も今後とても大切になると思う。

- 母子分離が起こらないような、親子での入所が可能な施設が増えると良いと思う。児童相談所の立場としては、子どもの安全確保が第一だが、身体的な安全だけでなく、心理的な安全性もとても大切であり、総合的に考えて子どもの安全が図れるような処遇が重要だと考えている。そのため、愛知県のDV第4次計画の進捗状況にある、市町村内の庁内のDV連携会議の設置市町村数が伸びていないことが大きな問題だと思う。初めに市役所に相談に行く方が多いが、職員によって持っている知識が異なる。庁内で横に十分につながっていれば、DV事案として親子での保護ができたのでは、ということもある。一番身近な窓口である市町村の中で意識を揃えて、知識を持っていくためにも、庁内の連携会議設置市町村数を伸ばしていくと良いと思うので、そのことを重点的に考えていただきたい。

#### 【佐藤委員】

- 愛知県社会福祉協議会では、市町村や市町村社会福祉協議会に対し、重層的支援事業という、一つの窓口に行くといろいろなセクションにつないで様々な福祉の支援が受けられるという体制を築いていく事業の研修等を行っており、県にもそういった事業の推進をお願いしている。
- 本日の検討内容について、重層的支援事業とつながる部分が大きいと感じる。障害、高齢、貧困も含め、いろいろな担当がつながって支えていく必要があり、様々な問題を抱えた方が一つの窓口でいろいろなサービスを受けられるようにしていくことが重要である。
- 基本計画に盛り込めるか分からないが、愛知県の施策について、例えば子どもの居場所づくり支援事業等、様々な関連施策があると思うので、こういった事業をつなげていくと包括的に支援するネットワークが築けて、困難な女性を支援できる、といった施策を入れ込むことができると良いと思う。

#### 【後藤委員（座長）】

- 重層的支援体制整備事業も県地域福祉課の所管であるので、重層的支援体制整備事業と本計画とのすり合わせについても考えていただきたいところである。

### 【千喜良委員】

- 今回の計画では、年齢に関係なく困難な問題を抱える女性を対象とすることになると思うが、学齢期や大学生など、若年の女性は、経済的基盤はまだないが、児童福祉法の対象からも外れてしまうという問題がある。今まで目が行き届かなかったが困難な状況になっているという女性への支援が必要。法律の制定時にもそういった視点があったかと思う。
- 現在、大学や短大、専門学校等に進学する人が80%を超えている中で、経済的問題を抱えているために、その先の自立に向けた支援が必要な、困難な状態にある方は少なからずいるのではないかと思う。また、就職氷河期の問題もあったことから、経済的問題を長く抱え続けている方もいる。年代や置かれている状況によって本人が意図せずに困難な状況に置かれたという方もいると思うので、そういった方への支援についての視点を基本計画に反映することを提案したい。
- 困難な問題は多岐にわたるので、様々な支援の窓口が有機的に連携することが大切だと思っている。普段はDV被害者の支援をすることが多いが、連携先があるからこそ支援ができていていると感じる。今後はDVに限らず困難な問題を抱える女性に対象が広がるということで、連携を充実するという視点も計画に入れていただきたい。

### 【亀井委員】

- 以前、性暴力救援センターなごみとの連携で性暴力被害にあった大学生を受け入れたことがあったが、その際に使える施策がなく、生活保護も適用できなかった。本人は大学を卒業して資格を取得し、希望の職業に就きたいと考えていたが、アルバイトをしながら奨学金の貸付を受けており、経済的に苦しく、また再度の性被害に遭ったこともあり、結果的に他県に転居してしまった。
- 大学生で学業を続けるということは贅沢ではない。そのための具体的な経済的支援がないと立ち行かないので、ぜひそういうことを計画に盛り込んでいただきたい。横須賀市では大学生への生活保護支給のような取組を始めたかと思う。行政によってはそういった対応も可能なので、条例か何かでぜひ検討していただくような働きかけをお願いしたい。

### 【繁原委員】

- 警察に相談が寄せられるのは最後の最後で、どこに相談したらいいのか考えている間に実際に暴力を受けてしまった、性犯罪にあってしまった、という方が最後の抛りどころとして駆け込んで来るのが警察かと思う。
- 警察においてDV等の相談を一番多く扱うのは警察署かと思うが、警察署では夜間は当番の限られた警察官のみで対応することが多い。その中でいろいろな電話がかかってくるが、当番の責任者は、たわいのない相談の裏にもしかしたらDVがあるのでは、ストーカーが絡むのではないか、ということにとっても神経を使う。全て

の相談責任者がそういった嗅覚がある警察官であれば良いが、たまに見逃してしまうこともある。ただし、相談を受けたら必ず文字に起こして記録化することを徹底しており、それを翌日幹部が確認するので、幹部が気づいて深堀りしていくこともある。

- DV等の事件を主に担当するのは警察の中の生活安全部だが、担当となる人身安全対策の係には、経験の少ない者もあり、人材育成や処遇改善も課題となっている。
- DV相談などの極めて神経を使う業務に従事しているみなさんの生の声、現場の声をしっかりと吸い上げてから骨子を作った方が良いと思う。

### 【森委員】

- 名古屋法務局人権擁護部では、人権に関わる相談一般を受け付けている。この計画の対象になるような困難な問題を抱える女性からの相談も多いが、法務局では具体的な支援策を所管していない。人権侵害について調査救済という制度があり、相手方に対し是正するよう説示するなどの活動は可能だが、調査には非常に時間がかかるため、今回の議題になるような問題を抱えた方にはそぐわないことが多い。そこで、法務局の人権相談では、困っている方をより救っていただけそうな機関をお知らせするということが重要な業務の一つとなっている。
- 法務局ではよろず相談のように様々な相談を受け付けているが、昨今、相談件数は減ってきている。その理由を検証しているが、一つ考えられるのは、悩みごとを抱えた人が、インターネット等で他に最適な窓口を見つけられているということ。もう一つは、相談窓口が乱立していることから、複数あるうちのどこに相談したら良いか分からず、結果としてどこにも相談しない、という方もいるのではないかとということが挙げられる。
- 法務局で受ける様々な相談については、セクハラなど、専掌機関がないことがほとんどだが、DVや面前DV等の相談も若干まだある。このことから、専掌機関の窓口周知が不足しているために、いろいろな相談を受け付けていてハードルの低い法務局に相談しているのではないかと考えられる。

### 【渡邊委員】

- 名古屋出入国在留管理局では、DVの報告件数は増加傾向にある。個人的には、外国人の方にもDVについての認識が広まってきたことが背景にあるのではないかと思う。DVの相談先としては、ほとんどの方が警察に相談されている。おそらく、他の相談窓口やチャンネルをあまりご存じないのではないかと思われる。
- 各出入国在留管理官署では、在留資格等の手続きの中で偶然DV被害者であるということが分かることもあり、いろいろな関係機関への連絡先を案内し、つなぐことになる。
- 在留資格の手続き等が主な関わりとなるため、直接的な支援はなかなかできない

が、今後もより、必要な機関と連携をして支援を促していきたい。また、窓口の周知もより一層必要だと感じている。

**【千喜良委員】**

- 今後、計画作成の内容について別途意見がある場合は、随時伝えてよいか。

**【事務局】**

- 別途ご意見があれば、地域福祉課にいただきたい。

**<議題 2 >**

**その他**

(特に意見等なし)

以上